

B－6）利用拠点滞在環境改善事業

国立公園内の重点利用拠点（※）において、当該重点利用拠点の整備改善の目標及び計画に位置づけられた以下のいずれかを行う事業。

なお、本補助事業を実施する場合は事前に財団に相談すること。

※ 重点利用拠点とは、滞在体験魅力向上に重点的に取り組む利用拠点（国立公園における滞在体験の魅力向上のための先端モデル事業及び更なる展開事業における利用拠点、利用拠点整備改善計画区域又はこれに準じる区域で、インバウンド対応を含めた利用拠点の整備改善の目標及び計画が定められた区域）のこと。

1. 建築物等の撤去

公園利用者向けサービスを行う建築物（これに附属する工作物を含む。）であって使用がなされていないもの及びその敷地に存する立木その他の土地に定着するもの（以下この項において「建築物等」という。）を撤去、処分する事業（撤去後の簡易な土地造成等を含む）。ただし、撤去後の跡地又は一部撤去した後の建築物が、遅滞なく確実に地域活性化のための利用に供されると認められるものに限る。

2. 滞在時の魅力向上に資する賑わいや憩いの場の形成

一般の利用に供されるオープンスペース、四阿、ベンチ、遊歩道、トイレ、駐車スペース等の整備・改修を行う事業。

【利用拠点滞在環境改善事業の条件等について】

B－6） 1. 建築物等の撤去

条件等について

- ・撤去後の跡地に、国立公園利用に関するサービスを提供する民間事業の導入を行うものを対象とし、撤去のみを行うものや公共施設用地とするものは対象外となります。
- ・いずれの建築物等においても、以前に使用されていた際の所有者が撤去を行う事業は対象外とします。ただし、以下の①又は②に該当するものは対象とします。
 - ①土地及び建築物等を所有する民間事業者が建築物等を撤去して、跡地を原則10年間、地方公共団体やDMO等は無償貸付を行い、地方公共団体やDMO等において新たな民間事業者の導入を行うもの。
 - ②土地及び建築物等を所有する地方公共団体が建築物等を撤去して、新たな民間事業者の導入を行うもの。
- ・複数の建築物等を撤去する場合、対象とする利用拠点内の一体的な建築物等の撤去、国立公園利用に関するサービス提供施設の再配置、集約等が計画的かつ効果的に行われていると確認できるものに限りします。

建築物等撤去に関する法令遵守について

- ・建築物等撤去（解体工事）に関する各種法制度については、申請者自身においても十分

に確認し、工事請負業者に対しても法令遵守に努めるよう説明したうえで工事の発注をしてください。

- ・応募申請書提出前に、必ずアスベストの有無について確認をしたうえで見積書を作成してください。
- ・解体工事に必要な各種手続きを必ず行い、法令遵守に努めてください。

「B－1）廃屋撤去事業」との違いについて

- ・「B－1）廃屋撤去事業」では、建築物等が「使用がなされていないことが常態である」ことが対象施設の条件となりますが、「B－6）ア. 建築物等の撤去」では「使用がなされていないこと」が条件となります。
- ・いずれの事業においても、跡地を地域活性化のための利用に供されることが要件となりますが、「B－6）ア. 建築物等の撤去」では「遅滞なく確実に」行われることが条件となります。

B－6）2. 滞在時の魅力向上に資する賑わいや憩いの場の形成

条件等について

- ・一般の国立公園利用者が利用できることが整備条件となり、利用者が限定される場合は対象外となります。

■ 補助対象経費

補助の対象となる事業に要する経費は、公募要領 別表第1の「3 補助対象経費」の欄に定める経費であって、補助事業に使用されたことが証明できる経費に限ります。

■ 申請に必要な書類

1. 建築物等の撤去

- ・応募申請必要書類等チェックシート（B－6 事業①）
- ・（様式第1） 国立公園等利用拠点滞在環境等上質化事業に係る応募申請書
- ・（別紙1－7） B－6）利用拠点滞在環境改善事業（建築物等の撤去） 実施計画書
- ・（別紙2－2） 国立公園等利用拠点滞在環境等上質化事業経費内訳書
- ・（別紙3） 国立公園等利用拠点滞在環境等上質化事業実施後使用見込等申告書
- ・（別紙4） 補助事業に係る消費税仕入税額控除の取扱いチェックリスト
- ・補助事業に関する見積書
 - ＊積算の内訳、算定式等を記載するとともに、別紙2－2経費科目との紐づけが確認できるようにすること
- ・事業対象となる施設全ての各種図面（位置図、平面図、立面図等）
- ・解体物件の写真（撮影日を記載すること）

- ・土地・建物の登記事項証明書（全部事項証明書）＊発行から３か月以内のもの
- ・土地賃借契約書等 ＊借地の場合、借用期間がわかる資料を添付
- ・アスベスト調査報告書
- ・利用拠点計画又は利用拠点整備改善計画
 ※環境省へ提出（又は認定）されたものを添付してください。
 ※申請事業を下線又は枠で囲む等により明示してください。
 ※国定公園の場合、訪日外国人旅行者誘致に関する目標及び計画を示す資料を添付してください。

2. 滞在時の魅力向上に資する賑わいや憩いの場の形成

- ・応募申請必要書類等チェックシート（Ｂ－６事業②）
- ・（様式第１） 国立公園等利用拠点滞在環境等上質化事業に係る応募申請書
- ・（別紙１－８） Ｂ－６）利用拠点滞在環境改善事業（滞在時の魅力向上に資する賑わ

いや憩いの場の形成） 実施計画書

- ・（別紙２－２） 国立公園等利用拠点滞在環境等上質化事業経費内訳書
- ・（別紙３） 国立公園等利用拠点滞在環境等上質化事業実施後使用見込等申告書
- ・（別紙４） 補助事業に係る消費税仕入税額控除の取扱いチェックリスト
- ・補助事業に関する見積書
 ＊積算の内訳、算定式等を記載するとともに、別紙２－２経費科目との紐づけが確認できるようにすること
- ・整備内容に関する補足資料
 ＊整備場所の位置図、各種図面（設計図、イメージパース等）のほか、本補助事業の要件を踏まえた、現状の課題点、整備理由、整備による効果等、個々の整備内容を具体的に補足する資料を必要に応じて添付すること
- ・土地または建物の登記事項証明書（全部事項証明書）＊発行から３か月以内のもの
 ＊整備場所が建物の敷地内である場合は建物の登記事項証明書、敷地外の広場等である場合は土地の登記事項証明書を、いずれも含む場合は両証明書を提出すること。
- ・承諾書等
 ＊申請者と土地の所有者が異なる場合、土地及び整備対象の所有者が複数いる場合は承諾書を添付すること
- ・現状の写真（撮影日を記載すること）
- ・利用拠点計画又は利用拠点整備改善計画
 ※環境省へ提出（又は認定）されたものを添付すること。

※申請事業を下線又は枠で囲む等により明示すること。

※国定公園の場合、訪日外国人旅行者誘致に関する目標及び計画を示す資料を添付すること。

別紙様式の作成にあたっては、「応募書類（様式1 別紙）記載要領」を必ず確認し、作成してください。

令和8年度の様式をダウンロードし、作成してください。

上記のほか、申請者に関する書類の提出が必要となります。詳細は公募要領を確認ください。